

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第163号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年10月13日（日） 08時15分ごろ
発生場所	兵庫県播磨町新島南方沖 播磨町所在の東播磨港別府東防波堤灯台から真方位130°675m付近 （概位 北緯34°41.6′ 東経134°50.5′）
事故等調査の経過	平成25年11月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 海新丸、3.4トン HG3-60187（漁船登録番号）、個人所有 第280-23972（船舶検査済票の番号） B モーターボート トリトン、5トン未満（長さ6.32m） 260-39577兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦操士 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首防舷材に切損、右舷船首部外板に擦過傷 B バウスプリットが脱落、船首スタンションが曲損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、兵庫県明石市東二見南方沖において、潮上りを行うため、約7～8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により、西進した。 船長Aは、潮上りを開始する際に周囲を見渡したところ、船首方に航行の妨げとなる他船を見掛けなかった。 船長Aは、新島南方沖を西進中、約2～3knに減速して足下の釣りの仕掛けを取って顔を上げたところ、平成25年10月13日08時15分ごろ、衝撃を感じ、B船と衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、新島南方沖において、機関を停止し、船首を東方に向け、漂泊して流し釣りを行っていた。 船長Bは、右舷船尾に座り、船尾方を向いて釣りを行っていたところ、エンジン音が聞こえ、左舷船首方約15mにB船に向けて接近するA船に気付き、立ち上がって手を振り、大声を出して注意喚起を行ったが、A船の右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。 船長Bは、携帯電話で118番通報し、両船は、それぞれ自力で東播磨港へ入港した。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1 海象：海上 平穏、潮流 東流約 1～2kn</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本事故周辺海域には、東に流されながら、たこの1本釣りをを行い、潮上りを繰り返している約10隻の船がいた。</p> <p>船長Bは、漂流中のB船を他船が避けてくれると思い、釣りに注意を向けていた。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、新島南方沖を手動操舵で西進中、船長Aが、潮上りを開始する際、船首方に航行の妨げとなる他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、新島南方沖で漂流して釣り中、船長Bが、漂流中のB船を他船が避けてくれると思い、右舷船尾で釣りに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船が左舷船首方約15mに接近して気づき、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、新島南方沖において、A船が手動操舵で西進中、B船が漂流して釣り中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 漂流中であっても周囲の見張りを適切に行い、接近する他船を見落とさないこと。